

市第 189 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の 2 第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 港の見える丘公園の教養施設について、大佛次郎に関する資料の収集、保存及び展示に関する高度な専門的知識を有するとともに、当該資料の提供者等との関係を維持しつつ、継続的に調査及び研究を行うことができると認められるもの
- (2) 別表第 2 の 3 に掲げる公園の一部について、地域住民の郷土の文化に関する体験活動又は身近な自然に親しむための体験活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるもの

別表第 1 港の見える丘公園の項中

「

集会施設

」を「

集会施設
教養施設

」に改め、同表都

田公園の項の次に次のように加える。

大榎杉の森ふれあい公園	分区園
-------------	-----

別表第 1 東俣野中央公園の項の次に次のように加える。

深谷町ふれあい公園	分区園
-----------	-----

別表第 2 の 2 中

港の見える丘公園（集会施設に限る。）	を
--------------------	---

港の見える丘公園（集会施設及び教養施設に限る。）	に、
根岸森林公園	

山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	を
-----------------------	---

山崎公園（プール及び子供用プールに限る。）	に、
大榎杉の森ふれあい公園	

大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	を
------------------------	---

大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	に改める。
深谷町ふれあい公園	

別表第 2 の 3 中「第 2 項」を「第 2 項第 2 号」に改める。

別表第 2 の 4 中

横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部（こどもログハウス、三ツ沢公園、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会
-------------------------	---

	施設及び大倉山公園の集会施設を除く。)の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
--	--

を

横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部（こどもログハウス、三ツ沢公園、港の見える丘公園の教養施設、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山公園の集会施設を除く。）の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会	港の見える丘公園の教養施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

に改める。

別表第 3 第 1 号の表中

港の見える丘公園の集会施設	集会室	1日につき	2,600円		
	ホール	1日につき	5,000円		

を

港の見える丘公園の集会施設	集会室	1日につき	2,600円		
	ホール	1日につき	5,000円		
港の見える丘公園の教養施設	観覧施設			1回につき	200円
	会議室	1日につき	6,500円		

	和 室	1 日につき	13,000円	
--	-----	--------	---------	--

に改める。

別表第 3 第 3 号ウの表会議室の項の前に次のように加える。

茶 道 具	1 式又は 1 台、1 日につき	6,000円
-------	------------------	--------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第28条の2第2項ただし書、別表第2の3及び別表第2の4の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく港の見える丘公園の教養施設及び根岸森林公園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく大榎杉の森ふれあい公園及び深谷町ふれあい公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

公園の有料施設を設置するとともに、港の見える丘公園の教養施設等について指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 28 条の 2 （第 1 項省略）

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。ただし、次に掲げるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、2 の 3 に掲げる公園の一部について、地域住民の郷土の文化に関この限りでない。する体験活動又は身近な自然に親しむための体験活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。

(1) 港の見える丘公園の教養施設について、大佛次郎に関する資料の収集、保存及び展示に関する高度な専門的知識を有するとともに、当該資料の提供者等との関係を維持しつつ、継続的に調査及び研究を行うことができると認められるもの

(2) 別表第 2 の 3 に掲げる公園の一部について、地域住民の郷土の文化に関する体験活動又は身近な自然に親しむための体験活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるもの

（第 3 項から第 7 項まで省略）

別表第 1 （第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
---------------	---------

(省 略)	
港の見える丘公園	集会施設 <u>教養施設</u>
(省 略)	
都田公園	庭球場 運動広場
<u>大柵杉の森ふれあい公園</u>	<u>分区園</u>
(省 略)	
東俣野中央公園	庭球場 運動広場
<u>深谷町ふれあい公園</u>	<u>分区園</u>
(省 略)	

別表第 2 の 2 (第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項)

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市中区
港の見える丘公園 (集会施設 <u>及び教養施設</u> に限る。)	
<u>根岸森林公園</u>	
(省 略)	
(省 略)	
(省 略)	横浜市都筑区
山崎公園 (プール及び子供用プールに限る。)	
<u>大柵杉の森ふれあい公園</u>	

(省 略)	横浜市戸塚区
大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	
<u>深谷町ふれあい公園</u>	
(省 略)	

別表第 2 の 3 （第 28 条の 2 第 1 項、第 2 項第 2 号及び第 5 項）
第 2 項
（省略）

別表第 2 の 4 （第 28 条の 2 第 5 項、第 29 条の 2 第 1 項、第 33 条第 1 項）

名 称	担 任 事 務
横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会	公園又はその一部（こどもログハウス、三ツ沢公園ー港の見える丘公園の教養施設、本牧市民公園の体験学習施設、長浜野口記念公園の集会施設及び大倉山公園の集会施設を除く。）の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該公園又はその一部の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
<u>横浜市大佛次郎記念館指定管理者選定評価委員会</u>	<u>港の見える丘公園の教養施設の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該施設の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務</u>
(省 略)	

別表第 3 （第 29 条の 3 第 2 項）

(1) 利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額

(省 略)					
港の見える 丘公園の集 会施設	集 会 室	1 日につき	2,600円		
	ホ ー ル	1 日につき	5,000円		
<u>港の見える</u> <u>丘公園の教</u> <u>養施設</u>	<u>観覧施設</u>			<u>1 回につき</u>	<u>200円</u>
	<u>会 議 室</u>	<u>1 日につき</u>	<u>6,500円</u>		
	<u>和 室</u>	<u>1 日につき</u>	<u>13,000円</u>		
(省 略)					

(第 2 号省略)

(3) 利用料金の増減

(ア及びイ省略)

ウ 有料施設の利用者が当該有料施設の附属設備を利用する場合は、第 1 号に定める利用料金に次表に定める額を加えた額を当該施設の利用料金とする。

附 属 設 備 の 種 別	単 位	金 額
(省 略)		
茶 道 具	1 式又は 1 台、1 日につき	6,000円
会 議 室	1 室 1 日につき	9,000円
(省 略)		

(備考省略)